

定期報告書の提出をお願いします

口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜の病気の発生やまん延を防ぐため、家畜伝染病予防法(第12条の4)により、牛、馬、豚、山羊、羊、鶏などを飼育している方は、飼っている頭数・羽数や目的にかかわらず、毎年2月1日現在の、家畜の種類、頭羽数等について、家畜保健衛生所を経由して県知事に報告することが義務付けられています。

未提出の方、**締め切りが過ぎています。** 至急、提出をお願いします。



- ◎ 提出先 長野県飯田家畜保健衛生所
- ◎ 提出方法 ファクシミリ：0265-53-0441
電子メール：iidakachiku@pref.nagano.lg.jp
郵送・持参：〒395-0034



飯田市追手町2-678(飯田合同庁舎2階)

- ◎ 再締切 令和6年 **3月15日(金)**
- ◎ 畜種、頭羽数ごとの必要書類



報告事項	畜種及び飼養頭羽数		牛、馬、水牛の合計		豚、めん羊、山羊、猪、鹿の合計		鶏(チャボ、烏骨鶏含む)、あひる(合鴨含む)、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥の合計		だちょう	
	2頭以上	1頭	6頭以上	5頭以下	100羽以上	99羽以下	10羽以上	9羽以下		
①使用家畜の種類、頭羽数	○	○	○	○	○	○	○	○		
②畜舎及びふ卵舎の数	○	×	○	×	○	×	○	×		
③基準の遵守状況	○	×	○	×	○	×	○	×		
④焼埋却措置の整備状況	○	×	○	×	○	×	○	×		

※ 行き違いでご提出のあった方はご容赦ください。

報告様式がお手元にない方

当所までご一報ください。
ホームページからダウンロードすることも可能です。

電話番号：0265-53-0439

HPアドレス：<https://www.pref.nagano.lg.jp/iidakachiku/shinsei/todokedeshinsei.html>

飯田家保 定期報告

検索

